

奈良県感染症対策強化事業業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので、公告します。

令和7年4月1日

奈良県知事

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県感染症対策強化事業

(2) 目的

新たな感染症危機に備え、県全体の感染症への対応力強化を推進するため、院内感染対策のための「実地研修会」や、医療従事者向け等の感染対策に関する「職種別研修会」を実施し、感染症発生及びまん延防止に必要な知識の習得を図ることを目的とする。

(3) 委託内容

別添「奈良県感染症対策強化事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日

(5) 委託料上限額

7,994,978円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当該事業に要した経費の実支出額と契約金額とのいずれか低い額を受託者に支払うものとする。

※国の補助金等の状況により、契約内容を変更する場合がある。

※本業務の遂行に支障が出る場合は、業務内容及びそれに伴う経費積算の変更について県と協議を行い、県が決定する。

(6) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

県が企画提案を公募し、その内容を審査した結果、最優秀提案者を随意契約相手方の候補者とする。（公募型プロポーザル方式）

2 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ③ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- ⑥ 公告日から過去5年以内に国、地方公共団体（国または地方公共団体が設立する独立行政法人を含む。）から公募に付す委託業務と同種又は類似業務（医療機関に対する感染症等の実地研修又は実地指導の企画運営等）を受託し、誠実に履行した実績があること。

3 失格事項

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があつたとき。
- (4) 提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。
- (5) 委託上限額を超えた見積書が提出されたとき。
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (7) その他不正な行為があつたとき。

4 手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書等の交付期間
令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）午後5時まで
- (2) 公募型プロポーザル説明書等の交付方法
次の書類を奈良県ホームページに掲載します。
(奈良県ホームページのトップページ→県の組織→疾病対策課→新着情報)
 - ・奈良県感染症対策強化事業業務委託仕様書
 - ・奈良県感染症対策強化事業業務委託公募型プロポーザル説明書
 - ・参加申込書、電子契約同意書兼メールアドレス確認書
 - ・様式1～5
- (3) 参加申込書の提出期限
令和7年4月15日（火）午後5時（必着）
- (4) 企画提案書の提出期限
令和7年4月22日（火）午後5時（必着）

(5) 質問票の提出期限

令和7年4月8日(火)午後5時(必着)

5 受託者の選定

4の(1)により配付する公募型プロポーザル説明書に示すところによる。

6 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約の締結までに契約候補者が下記のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、奈良県が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が6(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

8 手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎主棟3階
奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課感染症係
(電話) 0742-27-8612 (FAX) 0742-27-8262